

吉田町下水道料金等審議会 概要版

1. 本審議会の目的

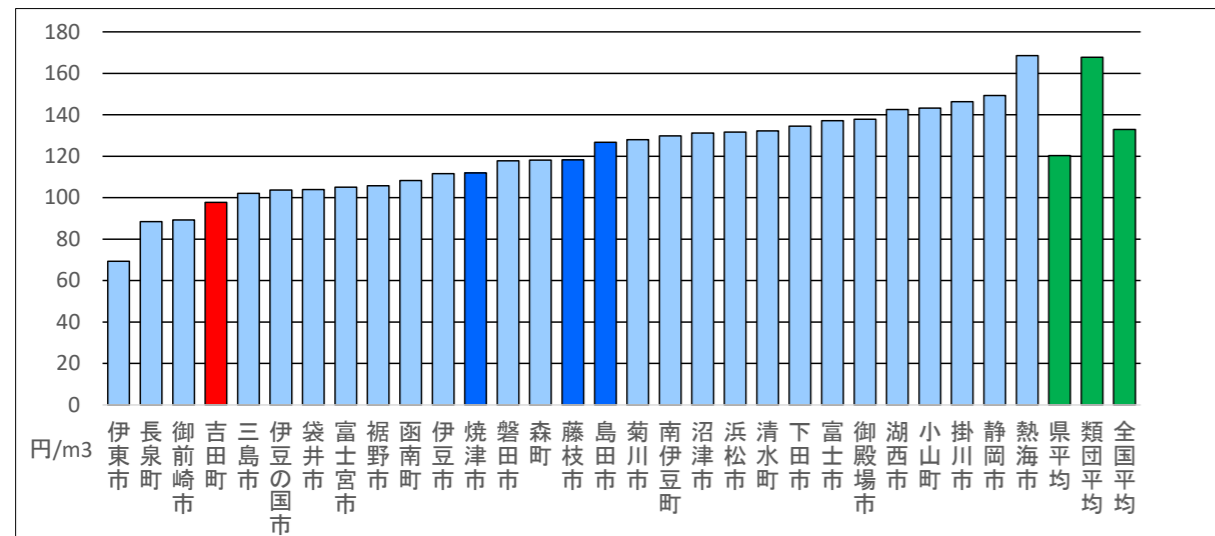
下水道事業は下水道使用料でサービスを提供する「独立採算制の原則」が前提となっていますが、汚水処理費のうち使用料で賄われている割合を表す経費回収率が「約49%（令和2年度実績）」と低くなっており、一般会計（町税金）からの補填が大きくなっている状況です。したがって、「受益者負担の原則」に沿って使用料の改定を本審議会で審議し、適正な料金体系とすることを目的としています。

2. 本町公共下水道事業の財務状況

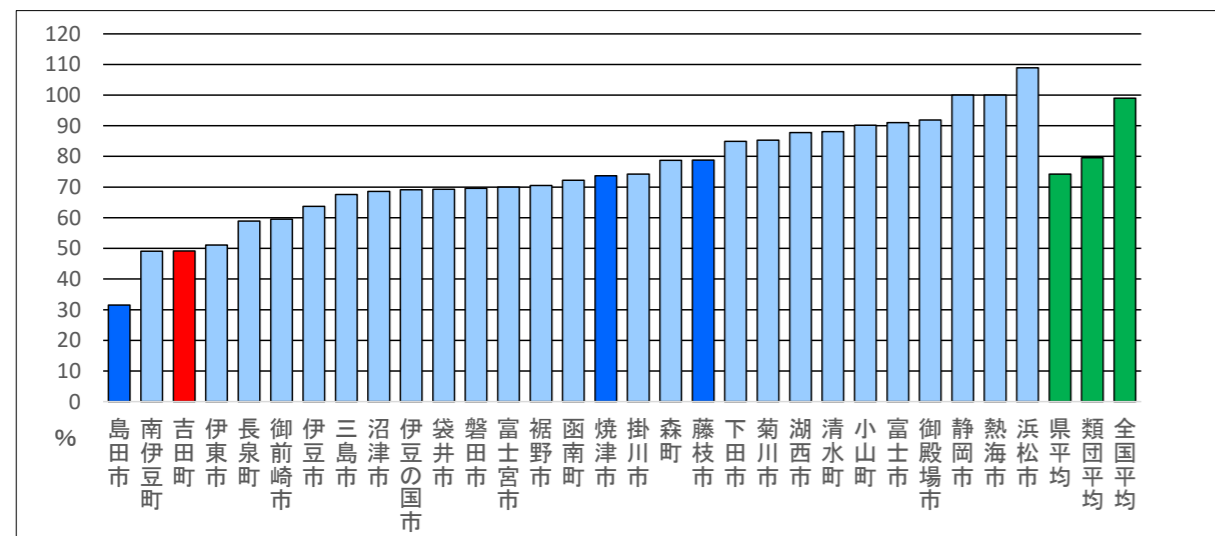
本町の財務状況（令和2年度）を示す使用料単価と経費回収率について、全国平均・類似団体平均・県内市町との比較は以下のとおりです。

本町の使用料単価・経費回収率ともに県内他団体や類似団体と比較しても、低い水準となっており、事業運営に必要な財源を一般会計繰入金に依存している状況です。経営基盤を強化するためには、使用料改定を実施し経費回収率の100%を目指す必要があります。

★ 使用料単価



★ 経費回収率

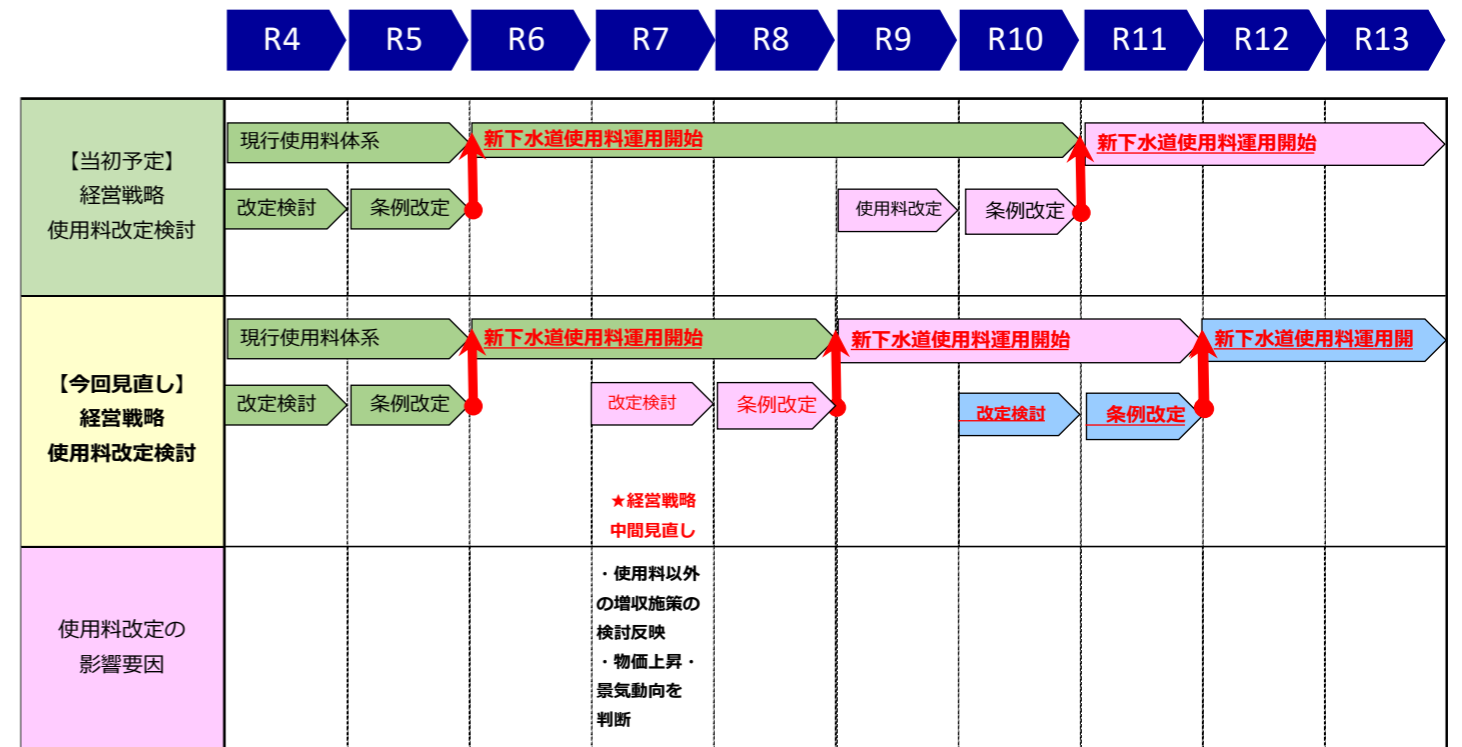


3. 経費回収率100%を目指した段階的な使用料改定方針

令和2年度策定の経営戦略でのロードマップでは、第1段階の新使用料運用開始は令和6年度、第2段階の新使用料運用開始は令和11年度と5年ごとの改定に加え、「令和7年度で経費回収率80%を達成」するとしていました。しかしながら、原油価格・物価高騰の影響を受け、経費回収率達成のためには今回の使用料改定率の目安は60%増となります。

原油価格等を考慮した約60%増の使用料改定は、家計への影響が大きく現実的ではないことから、「3年ごと3回の使用料改定検討を実施」し、令和12年度に経費回収率100%を目指すこととします。よって、各段階の上昇率も均等化することが望ましいことから、令和6年度の使用料改定率は33%増とします。

第2段階以降の使用料改定前には、今後の下水道事業経営状況、社会情勢・物価状況の動向を注視し、経営戦略の見直し及び料金等審議会を開催し、使用料改定の妥当性を再検討します。



4. 使用料体系の見直し

(1) 現在の下水道使用状況

令和3年度の下水道使用料の使用水量区分別調定件数は、0~50m³以下の水量区分に95.5%が占めており、用途区分別では、調定件数全体の95.9%を家庭用（一般用+集合用）が占めています。

現在の使用料体系の 使用者群の区分	R3調定件数		R3調定水量	
	調定件数	割合	調定水量	割合
0m³~50m³	35,385	95.5%	674,423	79.4%
51m³~100m³	1,447	3.9%	89,956	10.6%
101m³~	236	0.6%	85,352	10.0%
合計	37,068	100.0%	849,731	100.0%

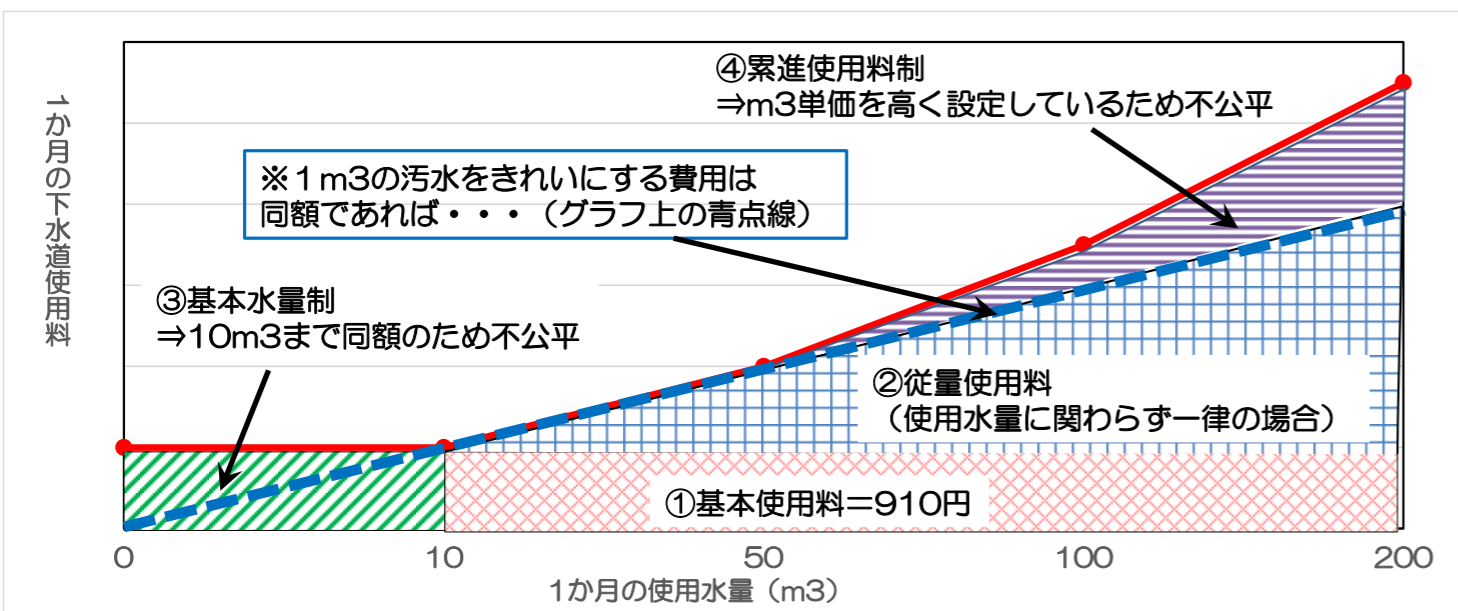
(2) 現行使用料体系の特徴・課題

【特徴】

- ① 基本使用料：使用水量の有無に係わりなく徴収する金額 ⇒1 か月 910 円
- ② 従量使用料：使用水量の増加に応じて使用料が増額
- ③ 基本水量制：一定量の範囲まで従量料金を徴収せず、基本料金のみを徴収
- ④ 累進使用料制：排出量の増加に応じて、1m³当たりの使用料単価を高く設定

【課題】

- 基本水量制は、節水努力をされている世帯に対して、不公平が生じています。また、近年の少子高齢化により単身世帯が増加している状況を鑑みると、1 か月あたりの使用水量が10m³以下の世帯が増加すると予想されます。
- 累進使用料制は、急激な人口増加、高度経済成長に対応し、多量に水を使用する事業者に対して、水の使用を抑制することを目的に導入されましたが、現在、1 か月で100m³を超過している使用者は全体の0.6%にとどまり、累進制による本町の下水道使用料収入増加額は、全体の1.7%となっています。供用開始当初の目的は薄れていることに加え、大口使用者に対して不公平が生じています。



(3) 使用料体系の見直し方針

現在の使用者間の不公平を解消し、安定的な下水道使用料収入を持続させるため、使用料改定時の使用料体系の見直しの基本方針は、以下のとおりとします。

【使用料改定に伴う新使用料体系の見直し方針】

- 基本使用料と従量使用料の二部使用料制を維持しつつ、基本水量制、累進使用料制を廃止します。

なお、完全従量使用料制を採用した場合、1 か月の使用水量が10m³前後の使用者の改定率が大きくなるため、今回の使用料改定では、小口使用者の激変緩和策として累進単価を暫定的に導入することとします。

5. 下水道使用料の改定方針

(1) 使用料改定時期と改定率

- 使用料改定時期は、**3年毎3段階**で経費回収率100%を達成することを目標に、第1期：令和6年度、第2期：令和9年度、第3期：令和12年度とします。
- 今回（令和6年度実施）の使用料改定率は**33%**とします。（経費回収率67%を目標）
- 第2段階以降の使用料改定前には、今後の下水道事業経営状況、社会情勢・物価状況の動向を注視し、経営戦略の見直し及び料金等審議会を開催し、使用料改定の妥当性を再検討します。

(2) 改定使用料の体系

- 今回の使用料改定に伴い、現行の使用料体系で採用している「**基本水量制**」を廃止し、「**基本使用料+従量制**」を採用します。
- 大口使用者の不公平性を解消するため、**現在の累進制を廃止**します。
- 基本使用料は、現行：910円/月から**1,100円/月**に変更します。
- 今回の改定では、0~10m³/月の小口使用者の激変緩和策として、従量使用料を**0~10m³/月：31円/m³、11m³/月以上：113円/m³**の使用者群に分けて、累進使用料を設定します。
- 第2期以降の使用料改定では、今後の使用者群を注視することで、完全「基本使用料+従量制」とするのかを検討し、さらに基本使用料についても再設定を検討します。

【改定前】

区分	基本使用料 (1ヶ月)		超過使用料 (1ヶ月)
	排除汚水量	使用料	
一般汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超え50m ³ まで…1m ³ につき91円 50m ³ を超え100m ³ まで…1m ³ につき100円 100m ³ を超えるもの…1m ³ につき110円
公衆浴場汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超えるもの…1m ³ につき45円

※消費税抜き価格

【改定後】

区分	基本使用料 (1ヶ月)	従量使用料 (1ヶ月)
一般汚水	1,100円	10m ³ まで…1m ³ につき31円 10m ³ を超えるもの…1m ³ につき113円
公衆浴場汚水	1,100円	10m ³ まで…1m ³ につき31円 10m ³ を超えるもの…1m ³ につき56円

※消費税抜き価格

6. 経営基盤強化のための施策

- ① 汚水処理ビジョンに基づく下水道整備の実施
汚水処理ビジョンに基づき、整備コストの回収（使用料収入）を最大化する下水道整備を令和8年度完了目標に推進します。
- ② 吉田浄化センターの有効活用
吉田浄化センターにおける維持管理の更なる効率化を図るため、処理能力の有効活用に向けて吉田浄化センターへの浄化槽汚泥およびし尿（汲み取り）投入を検討します。
- ③ 水洗化率の向上
水洗化率向上による下水道使用料の増収を目的として、未接続世帯・事業者に向けた下水道接続の促進に対する取組を実施します。